

市役所各課へは
代表番号
(☎24・1111)
からお回します



祝日の可燃ごみ収集

市クリーン推進課 (☎②0661)
●9月20日(敬老の日)＝収集します
●9月23日(秋分の日)＝休みます

町内会、子ども会などの資源集団
回収報奨金の交付申請を

市廃棄物・リサイクル対策課
(☎②2428)

平成16年度前期分(4～9月分)
の申請を。期日を過ぎると報奨金を
受けられない場合があります。受付
期限＝10月12日 受け付け＝同課

家庭用生ごみ処理機器の購入を抽
選で一部助成します

市廃棄物・リサイクル対策課
(☎②2428)

対象機器＝ 電動式生ごみ処理機
生ごみ堆肥化処理容器 助成予定
台数＝二百九十台 百台 対象
＝市内在住で住民票を持ち、ことし

国民年金保険料は忘れずに納付を

佐世保社会保険事務所 (☎④1148)
市役所戸籍住民課

国民年金には老齢基礎年金のほか
に、事故などで重度の障害が残った
場合に支給される障害基礎年金や、
生計を維持していた人が亡くなった
場合に支給される遺族基礎年金があ
りますが、保険料に一定期間以上の
未納があると年金が支給されませ
ん。保険料は忘れずに納めましょ

国保税は納期内に納めましょ

市役所国民健康保険課

保険税を長期間滞納すると保険証
の有効期間が短くなる場合や、診療
費を一時的に全額(10割)自己負担
しなければならない場合があります。

住宅用地などの申告を

市役所資産税課

住宅用地の申告 対象＝家屋
の新築、解体などで用途の変更が
あった人 現所有者申告 対象＝土
地や家屋の所有者が亡くなり、それ
らを所有することになって、相続登
記をしていない人 家屋滅失申告
対象＝災害などで家屋の一部または
全部を取り壊した人 不動産取得
税の軽減(お尋ね)↓県税事務所☎③
4211)＝条件はありますが、土
地、家屋を取得した場合に税が軽減
されます。

4月以降にか を購入した人が購
入予定の人(購入を証明する領収書
などが必要。予定の場合は当選して
購入後に提出) 同一家屋に同居す
る親族は別世帯であっても1人だけ
申し込み＝10月29日までに同課へ

佐世保駅周辺再開発地区の事業用
地を分譲します

市役所まちづくり課 財産管理課

場所＝佐世保駅周辺土地地区画整
理区域の一部 分譲方法＝一般競争
入札 受け付け＝9月上旬～10月下
旬、同課 入札＝10月下旬予定 分
譲条件＝風俗営業などこれらに類す
るものは禁止 詳しくは、市役所
前や各支所の掲示板に公告します。

旧軍人・軍属、遺族を対象に巡回
相談を実施

県庁社会福祉課
(☎095・822・1022)

とき＝9月17日9時30分～15時
ところ＝県北振興局天満庁舎(旧県
北会館)2階 相談内容＝恩給・年
金など

簡易保険、郵便貯金の積立金融資
で公共施設が整備されました

市役所財政課

平成15年度は次の事業に活用され
ました。(平成16年度への繰越事業
は除く) 簡易保険積立金＝高島漁
場開発道新設 林道高島線舗装 公
園整備(木風公園、高梨公園、西海
橋公園の県営事業負担金) 天神小
学校プール改築 三川内中学校プー
ル改築 公営住宅整備(十郎原・桜
木・赤崎・川下団地) 郵便貯金積立
金＝港湾事業(三浦地区)の国直轄
事業負担金 農免農道整備(三川内・
木原・針尾地区)の県営事業負担金
山祇黒髪町線道路整備 相浦山手
線道路整備

東京佐世保会「ふるさと佐世保の
調べ」

市東京事務所内・東京佐世保会事務
局(☎03・3370・1600)

本市出身者や、ゆかりの人の懇親
会です。東京近郊の知人などへ、
ピーアールをお願いします。とき＝
10月4日18時30分 ところ＝セン
チュリーハイアット東京(新宿区)
会費＝1万円 申し込み＝同事務局

全国消費実態調査にご協力を

市役所企画調整課

本紙8月号でお知らせしたこの調
査は、中通、保立、春日、桜木、矢

戦没者追悼式にご参列ください
市役所地域振興課
とき＝10月8日10時 小雨決行
ところ＝東公園(旧海軍墓地)

9月は障害者雇用促進月間です
市役所商工労働課

障害者の雇用促進について、皆さ
んのご理解とご協力をお願いします。

公証役場をご利用ください
佐世保公証役場 (☎②6081)

業務内容＝金銭の貸借、不動産の
売買・賃貸借などの契約書や遺言書
の作成など 業務時間＝平日9～17
時 場所＝松浦町5の13・グリーン
ビル1階 相談無料

太陽熱温水器を設置する人に融資
市消費生活センター
(☎②2592)

家庭用の太陽熱温水器を設置する
人を対象に、低金利で融資します。
詳しくはお尋ねください。

要注意!
架空請求が多発しています
市消費生活センター
(☎②2591)

身に覚えのない有料サイトの利用
料金について「債権譲渡を受けたの
で連絡を」などの内容ではがきが届

岳、瀬戸越2、木風、大和、野中、
早苗、原分、光、桑木場の各町から
抽出された世帯が対象となります。

佐世保市文化団体登録一覧表の「
利用を」
市役所文化交流課

市内を中心に活動している二百三
十のアマチュア文化団体を掲載して
います。文化活動の情報収集などに
ご利用を 設置場所＝同課、各地区
公民館、市内文化施設(アルカス
ASEBO、市民会館、島瀬美術セ
ンターなど) 9月1日から

東部スポーツ広場を芝の整備で休
止します
東部スポーツ広場 (☎③5855)

東部スポーツ広場ラグビー・サッ
カー場を、冬芝の種まきと養生のた
めに休止します 休止期間＝10月13
日～11月12日

不登校の子どものための「
あすなる教室」
市青少年教育センター
(☎②0781)

相談・指導や諸活動を通して、学
校へ登校できない児童・生徒の学校
への復帰を目指します。詳しくは同

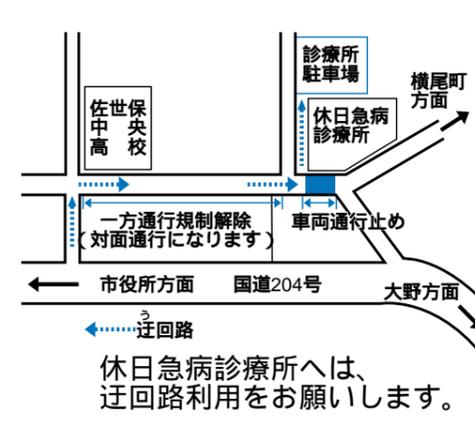
けられる事例が多発しています。次
のことにご注意を 身に覚えのない
請求には応じない 個人情報漏ら
さない 悪質な取り立ての場合は警
察へ

9月は固定資産税第3期分、国民
健康保険税第4期分の納付月です
市役所納税課

口座振替や納税組合のご利用を。

休日急病診療所前道路改良工事で
車両通行止めを実施
市役所道路建設課

場所＝市立休日急病診療所前の道
路(梅田町) 期間＝9～12月(通行
止め期間は現地の表示板に明記しま
す) 休日急病診療所駐車場へは
佐世保中央高校側からしか進入でき
ません。ご協力をお願いします。



センターにご相談ください。

西海圏webサイトを
ご覧ください
佐世保地域広域市町村圏組合
(☎④1800)

佐世保市と周辺13町で構成された
「佐世保地域広域市町村圏組合」で
は、圏域内のイベントや観光、物産
などの情報をお届けするホームペー
ジ「西海圏webサイト」を開設し
ています。ぜひご覧ください。
http://kouiki.sasebo.net

不法占用物の撤去にご協力を
市役所土木部管理課

歩道や側溝の上に植木鉢や立看板
などの物を置くことは、道路法違反
となる不法占用です。不法占用は歩
行者の障害になり、特に視覚障害者
や車いすの人には大変危険です。

県河川砂防情報システムで災害へ
の備えを
県庁河川課・砂防課
(☎095・824・1111)

県内各地の雨量や主な河川の水位
などの情報をホームページに掲載し
ています。ご覧ください。
http://www.kasen-sabo.pref.nagasa
ki.jp/

さまざまな人権 障害者 わが国でも障害者の社会への完全参加と平等
を目標として、さまざまな取り組みが進められています。障害者にとって住
みよい平等な社会の実現には、障害者が普通に生活できる条件を整えられ、
特別視されることのない社会を目指す考え(ノーマライゼーション)が、
すべての人々に理解されることが必要です。 お尋ね 市役所人権啓発課